

# 出版契約書(例)

著作者名

書名

上記著作物を出版することについて、  
著作者 を甲とし、出版権者 株式会社リーブル を乙とし、両者の間に次の  
とおり契約する。

年 月 日

## 甲（著作者）

住所

氏名

印

## 乙（出版権者）

住所 高知市神田2126-1

名称 株式会社リーブル

氏名 代表取締役 新本勝庸

印

- 第 1 条**（出版権の設定）甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の出版権を乙  
に対して設定する。  
2. 乙は、本著作物を出版物（以下「本出版物」という）として複製し、頒布する  
権利を専有する。  
3. 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。
- 第 2 条**（出版の責任）乙は、甲と協力して積極的に本著作物の複製ならびに頒布をする。
- 第 3 条**（出版権の存続期間）第 1 条により設定された乙の出版権は、第 17 条および第  
18 条に定めるこの契約の有効期間中存続する。
- 第 4 条**（排他的使用）甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を  
転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。  
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版  
させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のう  
え決定する。
- 第 5 条**（類似著作物の出版）甲は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似  
すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せ  
ず、あるいは他人をして出版させない。
- 第 6 条**（内容の責任）甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを  
保証する。  
2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対し  
て損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

- 第 7 条** (校正の責任) 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。
- 第 8 条** (費用の分担) 本著作物の著作・製作及び出版に要する費用は甲の負担とし、乙が販売・宣伝する場合に要する費用は乙の負担とする。  
2. 甲の指示する修正増減によって、通常の費用を超えた場合には、その超過額は甲の負担とする。ただし、甲の負担額・支払方法は、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 9 条** (著作者人格権の尊重) 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。
- 第 10 条** (C)表示) 乙は、甲の権利保全のために所定の位置に(C)、甲の氏名、第一発行年を表示する。
- 第 11 条** (増刷の通知義務等) 本出版物を増刷するに際して、甲乙協議のうえ決定する。  
2. 乙は、著作者から修正増減の申入れがあれば、甲と協議のうえこれを行う。
- 第 12 条** (改訂版・増補版の発行) 本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 13 条** (定価・造本・部数等) 乙は、本出版物の定価・造本・発行部数・増刷の時期および宣伝・販売の方法を甲乙協議のうえ決定する。
- 第 14 条** (販売収入について) 乙が販売した本出版物に対し、甲は定価の 50%の販売収入、乙は定価の 50%の販売手数料を受け取るものとする。本出版物を販売するときに要する取次ぎ手数料、書店手数料、書店運送費などの必要経費は乙が負担するものとする。なお流通過程での破損、汚損などやむを得ない事由により廃棄処分する場合は甲乙協議の上決定する。  
2. 乙は甲に対し、甲の販売収入を一年毎に清算するものとする。初回清算は発行日の 13 ヶ月後とする。
- 第 15 条** (編集出版費と支払条件) 本出版物の編集出版費は別紙見積の通りとする。  
2. 支払い条件 本著作物の契約後 1 週間以内に見積額の半金、発行後 1 週間以内に請求額の残金を支払うものとする。
- 第 16 条** (災害等の場合の処置) 地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったときまたはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。
- 第 17 条** (契約の解除) 甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 第 18 条** (契約の有効期間) この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満 2 ヶ年間とする。
- 第 19 条** (契約の自動更新) この契約は、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を 1 ヶ年ずつ延長する。
- 第 20 条** (契約内容の変更) この契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 21 条** (契約の尊重) 甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文 2 通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。